



長野県報

1月21日(月)
平成20年
(2008年)
第1932号

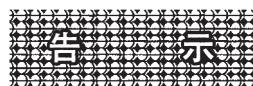
目 次

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康づくり支援課）	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康づくり支援課）	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	4

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（11件）（産業政策課）	4
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	11
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	12
建築基準法に基づく道路の位置の指定（5件）（建築管理課）	12
一般競争入札（県立病院課）	13
一般競争入札（生活排水対策課）	14
一般競争入札（農業技術課）	15


長野県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
介護サービスほっとスマイル	長野県東御市和1857番地4	平成20年1月1日

(2) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宅幼老所第2きずな	長野県岡谷市長地梨久保一丁目4番21号	平成20年1月1日

(3) 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
マルヤ介護ショップほほえみ安曇野店	長野県安曇野市豊科5703番地15	平成20年1月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
居宅介護支援事業所ひなたぼっこ	長野県中野市吉田750番地17	平成20年1月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
介護サービスほっとスマイル	長野県東御市和1857番地4	平成20年1月1日

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
安曇野赤十字病院	長野県安曇野市豊科5685番地	平成20年1月1日

(3) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宅幼老所第2きずな	長野県岡谷市長地梨久保一丁目4番21号	平成20年1月1日
上伊那医療生協デイサービスセンターつむぎ	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11324	" "

(4) 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特別養護老人ホーム喬木莊	長野県下伊那郡喬木村3286番地1	平成20年1月1日

(5) 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
マルヤ介護ショップほほえみ安曇野店	長野県安曇野市豊科5703番地15	平成20年1月1日

長寿福祉課

長野県告示第19号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
豊丘薬局	松本市寿豊丘1519-5	平成19年12月1日
柴田薬局	飯田市銀座4-10-3	平成19年11月30日
カスガ薬局	岡谷市本町4-11-30	平成19年12月3日
塩尻協立訪問看護ステーションこすもす	塩尻市大字桟敷437	平成19年12月1日

健康づくり支援課

長野県告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間 終了年月日
柴田薬局	飯田市銀座4-10-3	平成19年11月29日
カスガ薬局	岡谷市本町4-11-30	平成19年12月2日
有限会社平和薬局	長野市大字高田366	平成19年12月10日

健康づくり支援課

長野県告示第21号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

島田沢、前坂沢、清水窪沢、町沢、中峰沢、京楽沢1、京楽沢2、京楽沢3、若宮沢1、若宮沢2、若宮沢3、若宮沢4、若宮沢5、若宮沢6、若宮沢7、芋川日向沢1、芋川日向沢2、芋川日向沢3、芋川日向沢4、芋川日向沢5、土橋沢、溝口沢、戸谷沢、中村沢、湯河原沢、入之沢1、入之沢2、入之沢3、大久保沢、東柏原沢、奈良本沢、野田沢及び釜淵沢

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

島田沢、前坂沢、清水窪沢、町沢、中峰沢、京楽沢1、京楽沢2、京楽沢3、若宮沢1、若宮沢2、若宮沢3、若宮沢4、若宮沢5、若宮沢6、若宮沢7、芋川日向沢1、芋川日向沢2、芋川日向沢3、芋川日向沢4、芋川日向沢5、溝口沢、戸谷沢、中村沢、湯河原沢、入之沢1、大久保沢、東柏原沢、奈良本沢、野田沢及び釜淵沢

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

下赤塙A、下赤塙B、下赤塙C、下赤塙D、下赤塙E、下赤塙F、毛野A、毛野B、前坂A、前坂B、前坂C、釜淵A、曲坂A、曲坂B、曲坂C、曲坂D、曲坂E、曲坂F、曲坂G、寺村A、寺村B、寺村C、寺村D、町A及び町B

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第24号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

釜淵(1)、釜淵(2)、釜淵(3)、釜淵(4)、釜淵(5)、釜淵(6)、釜淵(7)、釜淵(8)、谷組、深沢(1)、深沢(2)、深沢(3)、深沢(4)、深沢(5)、深沢(6)、深沢(7)、深沢(8)、深沢西(1)、深沢西(2)、深沢西(3)、普光寺団地、寺坂(1)、寺坂(2)、寺坂(3)、堰下(1)、堰下(2)、堰下(3)、上原、寺村(1)、寺村(2)、中村(1)、中村(2)、中村(3)、御所之入(1)、御所之入(2)、若宮(1)、若宮(2)、若宮(3)、若宮(4)、若宮上(1)、若宮上(2)、溝口(1)、溝口(2)、溝口(3)、溝口(4)、堀越(1)、堀越(2)、堀越(3)、堀越(4)、堀越(5)、堀越(6)、日向(1)、日向(2)、日向(3)、日向(4)、日向(5)、日向(6)、奈良本(1)、奈良本(2)、奈良本(3)、奈良本(4)、東柏原(1)、東柏原(2)、東柏原(3)、柳沢(1)、柳沢(2)、毛野(1)、毛野(2)、上赤塙(1)、上赤塙(2)、上赤塙(3)、上赤塙(4)及び扇平団地

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

釜淵(1)、釜淵(2)、釜淵(3)、釜淵(4)、釜淵(5)、釜淵(6)、釜淵(7)、釜淵(8)、谷組、深沢(1)、深沢(2)、深沢(3)、深沢(4)、深沢(5)、深沢(6)、深沢(7)、深沢(8)、深沢西(1)、深沢西(2)、深沢西(3)、普光寺団地、寺坂(1)、寺坂(2)、寺坂(3)、堰下(1)、堰下(2)、堰下(3)、上原、寺村(1)、寺村(2)、中村(1)、中村(2)、中村(3)、御所之入(1)、御所之入(2)、若宮(1)、若宮(2)、若宮(3)、若宮(4)、若宮上(1)、若宮上(2)、溝口(1)、溝口(2)、溝口(3)、溝口(4)、堀越(1)、堀越(2)、堀越(3)、堀越(4)、堀越(5)、堀越(6)、日向(1)、日向(2)、日向(3)、日向(4)、日向(5)、日向(6)、奈良本(1)、奈良本(2)、奈良本(3)、奈良本(4)、東柏原(1)、東柏原(2)、東柏原(3)、柳沢(1)、柳沢(2)、毛野(1)、毛野(2)、上赤塙(1)、上赤塙(2)、上赤塙(3)、上赤塙(4)及び扇平団地

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年1月21日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ小諸東店

小諸市御幸町2-2-26ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町2-1-20

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 興太郎	小諸市大字和田483-8
有限会社エスボーワール	甘利 庸子	小諸市与良町3-4-17
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824
株式会社シゲル	掛川 志げる	小諸市本町3-1-10

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社エスボーワール	甘利 庸子	小諸市与良町3-4-17
有限会社フラワーショップ花季	前所 幸明	北佐久郡立科町大字芦田1824
株式会社シゲル	掛川 志げる	小諸市本町3-1-10